

平成 28 年（ワ）第 280 号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（第 2 陣）

原 告 澤 正宏 外

被 告 国 外 1 名

## 意見陳述書（原告らが司法に求めるもの）

2018（平成30）年5月18日

福島地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 南 雲 芳 夫

私からは、更新弁論のまとめとして、原告らが司法に求めるものについて述べます。

### 1 原子炉の安全確保に際しての東電と国の重大な過失

原発は、その開発の黎明期においても、いったん事故を起こした場合には想像を絶する甚大な被害をもたらすことが分かっていました。また、原発技術も開発途上に留まり、安全が保障されているものではありませんでした。そこで、原発の設置・運転に際しては、炉規法等に基づく国による厳格な法規制によって、安全に万全を期すべきものと定められました。伊方原発最高裁判決は「最新の科学技術水準に即応」し、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」として、こうした法の趣旨を明らかにしています。

それにもかかわらず、東電も国も、安全の観点から当然に考慮に入れられるべき「長期評価」を無視して本件事故を引き起こしました。その怠慢は、法の趣旨を忘れたというべきものであり、原告ら住民にもたらされた塗炭の苦しみを思う時、極

めて強い非難に値するものと言わざるをえません。

## 2 東電と国の重大な過失を明らかにすることの意義

### (1) 賠償に際しては東電と国の行為が強い非難に値することが考慮されるべきこと

原告らは、自らの被害について賠償を求めるものですが、その前提として、本件審理を通じて、国と東電に、強い非難に値する責任があることが明らかにされることを求めるものです。

この点に関して、東電は、原賠法の無過失責任の規定を盾にして、そもそも過失の有無を審理する必要はないとして、その責任を曖昧にしようとしています。そして、東電、国は、原告ら住民が被った甚大な被害についても、無過失責任を前提として定められた原賠審・中間指針で十分に償われており、それを超える賠償の必要はないとしています。

しかし、原賠法の無過失責任の規定は、住民の権利保障のために、賠償請求に際して過失の立証までは求めないとしたものに留まります。原子力事業者の行為態様が強い非難に値する場合には、その行為の悪質性は、慰謝料の算定に際しては、十分に考慮されるべきものです。

そもそも、原賠審・中間指針は、①事故後の緊急事態の下で、多数の被害者に対して迅速な損害補てんを行う必要があることから、住民の被害状況についての十分な調査を行う時間的な余裕がなかったという限界があります。また、②原賠法の無過失責任の規定に基づくものであることから、東電の過失の大きさ（行為態様が非難に値するものであるか否か）を一切考慮に入れなかったという限界があります。

これに対して、裁判所の判断に際しては、訴訟における証拠調べを通じて被害の実相を十分に踏まえた判断が可能であり、かつこれが求められます。

また、東電の悪質性についていえば、1998（平成10）年の「7省庁手引き」等が示した警告に対して必要な対応を怠ったこと、2002（平成12）年に当然に想定に組み込むべき「長期評価」を無視したこと、2008（平成20）年に「長

期評価」に基づいてO. P. +15.7メートルの津波高さを確認したにもかかわらず津波対策を講じなかったこと、2010（平成22）年には土木学会においても福島県沖（を含む日本海溝南部）においても津波地震を想定すべきと意見が一致したにも関わらずこれに対しても何らの対策を講じないまま本件地震・津波を迎えるに至ったことなどの経過を十分に踏まえて、その行為の悪質性を踏まえた上で、慰謝料算定についての判断がなされるべきものです。

## （2）本件事故の惨禍をもたらした責任を明らかにすることが全ての出発点となること

本件原発事故は、わが国の歴史に忘れることのできないものとして刻まれることとなりましたが、それがどの機関の、誰の、いつの、どのような落ち度によってもたらされたのか、その誤りの背後にはどのような構造的な問題があったのか。原告らは、責任の究明こそが、本件事故を巡る全ての問題を考える際の出発点となると考えます。

また、原告ら住民は、本件事故によって深刻な被害を受けましたが、その被害は金銭的な賠償によって十分に償いきれるものではないことを実感するなかで、「こんな被害は私たちが最後にして欲しい」「二度とこうした被害を繰り返してはいけない」という確信を強めるに至っています。

誤りを犯した者のその責任を曖昧にしたままでは、再度の誤りを引き起こすことを避けることはできません。本件原発事故の責任を究明することは、（本件訴訟の射程を超えるものではありませんが）二度と原発事故を繰り返さないという原告らの究極の願いにも応えるものです。

裁判所が、本件原発事故と同時代に生き、かつ司法判断という使命を担う者として、本件原発事故の責任を明らかにすることによって、歴史に残るべき役割を果たして頂くことを期待するものです。

以上